

パリ協定下の市場メカニズム構築に向けた課題および期待

— 協力的アプローチ（第6条2項）及び国際管理型メカニズム SDM（6条4項） —



調査研究開発部 主席研究員 丹本 憲

はじめに

パリ協定が発効してはや1年がすぎ、ドイツのボンにおける COP23 開催中にシリアがパリ協定への参加署名を発表した。UNFCCC 締約国で最後の参加国となった。これにより、米国が唯一の非参加国になる可能性が出てきている。ただし実質的に脱退となるのは 2020 年 11 月 4 日で、次期大統領選挙の翌日である。現在のトランプ政権の気候変動政策に対しては共和党内からも反対意見が出ており、米国内における民間企業や自治体の動向、そして何よりトランプ政権 2 期目の可能性等を考えると、米国のパリ協定への復帰の可能性は意外と高いかもしれない。どちらにせよ、2020 年になると親条約である UNFCCC 下、ポスト京都議定書としてパリ協定が始動することとなる。

本稿においては、そのパリ協定における第 6 条 2 項に掲げられた協力的アプローチおよび第 6 条 4 項に掲げられた国際管理型メカニズムを中心に概観することにより、同協定における一つの核となる市場メカニズム構築における課題と期待について概括する。

1. パリ協定下の市場メカニズム

パリ協定第6条では、市場メカニズムに関する項目として、協力的アプローチ(6条2項)、国際管理型メカニズム(以下SDM¹) (6条4項)、そして本稿では扱わないが、非市場アプローチ(6条8項)の3点が掲げられている。

協力的アプローチとは各国が自主的に実施する協力的な取り組みについて、創出された削減量(以下ITMO²)をパリ協定での削減目標であるNDC(Nationally Determined Contributions)³達成に利用できるとするものである。日本が実施しているJCMなどはこれに該当する。日本政府は2030年までにJCMによる5000万トン~1億トンのCO₂排出削減・吸収量を獲得し、それをNDCにカウントすることを目指している。

一方SDMは、京都議定書におけるCDMやJI⁴を引き継ぐ新たな中央集権的なメカニズムとしてとらえることができる。京都議定書では先進国と途上国が明確に二分されていたが、パリ協定下では、先進国、途上国を問わず全締約国に削減義務が課されているため、現在SBSTA⁵において一元的な制度設計について議論されているところである。

2. CDMの問題点との比較に見るJCMおよび協力的アプローチの課題

パリ協定では京都議定書上の国連管理下のメカニズムには存在しなかった協力的アプローチが認められたが、SDM同様に京都メカニズムのCDM/JIの考え方を参考としつつ発展的に改善されたメカニズムとなるであろう。そこで、特にCDMの問題点を確認しつつ、現在日本が進めているJCMを踏まえて、協力的アプローチ設計にあたっての課題を整理する。

2.(1) CDMの問題点

CDMについては、まず①プロセスが複雑であり、国連(CDM理事会)による認証を経てクレジット(CER⁶)が発効されるまでの審査等に手間と時間がかかる、など制度・手続き面での問題点が挙げられる。そして②ベースラインの特定や追加性の証明、そして削減量算定のための方法論の策定など難解な内容も大きな問題点である。また、③CDM理事会における決定プロセスの不透明性など政治的な問題点やさらに④GHG削減プロジェクト

1 Sustainable Development Mechanism の略。他にSMM(Sustainable Mitigation Mechanism)など名称候補があるが、本稿においてはSDMとする。

2 Internationally Transferred Mitigation Outcomes の略。

3 パリ協定に向けて各国が提出した自国が決定する貢献案、いわゆる約束草案(INDC)がパリ協定締結後、自国が決定する貢献としてNDCとなった。

4 JIには、京都メカニズム参加資格を有している国が実施するトラック1と参加資格を有していない国が実施するトラック2がある。トラック1ではJIにより創出されるクレジット(ERU)の発行手続きはホスト国が決めるが、トラック2は国連管理の下CDMと同様の手続きで進められる。したがってここでいうJIについてはトラック2態様のものである。

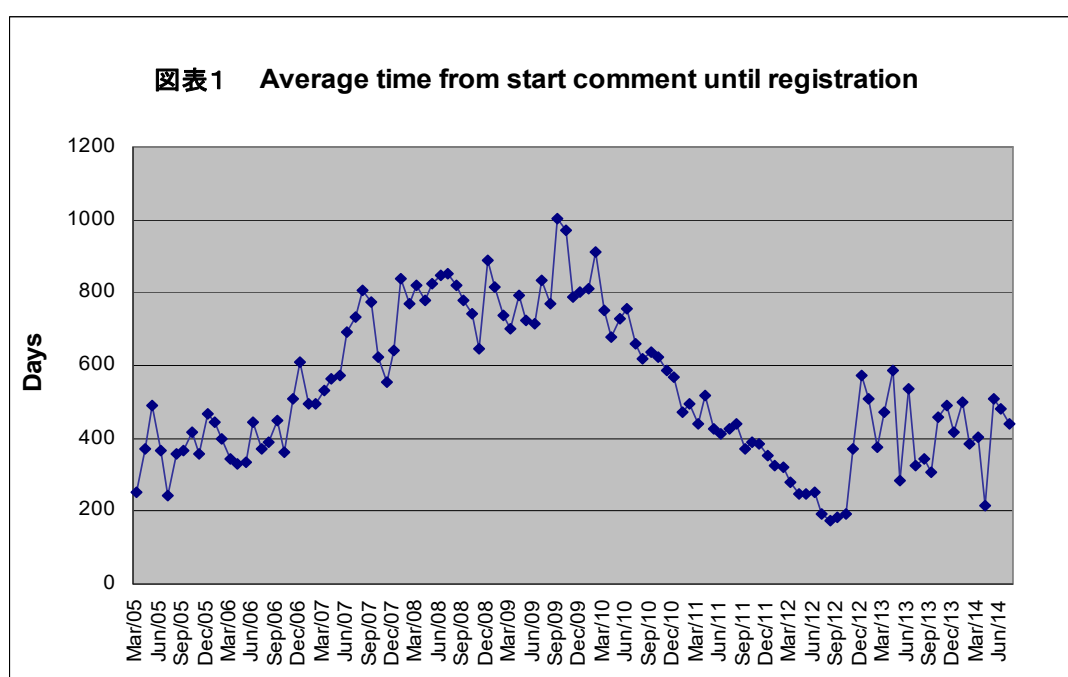
5 科学および技術の助言に関する補助機関のことで、Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice の略

6 Certified Emission Reductions の略

が実施される国（ホスト国）が特定の国に集中していること⁷なども指摘されていた。

現在、京都議定書は第 2 約束期間が進行中であり、日本は参加していないが、これまで手続き上の煩雑さや長時間を要する問題については、少しずつ改善がなされてきている（図表 1）。

こうした傾向はパリ協定下の新たなメカニズムにも引き継がれていくものと思われる。ただし、それは単なる手続き面での簡素化や、政治的透明性などの領域であって、ベースラインの特定や追加性などを含む、いわゆる MRV（Measurement, Report, Verification）に関わる事項については環境十全性の中核をなすものであり、より厳格である必要性からことさら慎重な対応が求められる。



Source: UNEP-RISO Centre 2017

2.(2) JCM の現状と課題

日本が進めている JCM は相手国政府との自主的な取り決めであり、国連管理下のものではないため、分散型アプローチといえる。そして CDM を補完するという位置づけにしており、上述の CDM の問題点・課題を踏まえつつ CDM では実施しにくいプロジェクトなどを中心に推進されてきた制度である⁸。

2011 年から途上国との協議を実施してきており、現在までに締結国数は 17 개국⁹に及び、アジアが中心ではあるが、アフリカや中南米諸国も含まれている。

⁷ 2016 年時点で中国とインドで全体の 8 割以上の件数を占めていた。

⁸ JCM については気候変動政策ブログ「期待される JCM の本格活用」2016 年 11 月（山本）に詳しい。

⁹ モンゴル、バングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ、サウジアラビア、チリ、ミャンマー、タイ、フィリピン

CDM の問題点①で挙げた煩雑さを伴う手続き事項などは、JCM の場合は 2 国間で設立される合同委員会の下で行われることとなり極めて簡略化されている(図表 2)。また、CDM の場合と異なり、バリデーション(妥当性確認)とベリフィケーション(検証)の実施機関を同一機関が担うことができると簡素化されている。②については、追加性の証明について、その難解・複雑性回避策として、適格性要件の中に追加性を満たす条件を規定することとされている。そしてモニタリングの際にパラメータに制約がある場合などにはデフォルト値を保守的に用いるなど緩やかなものとなっている。そして③の政治的問題については、当事者である 2 国間の合同委員会であるため、様々な国益が交錯する CDM 理事会に比べると透明性は高いと言える。さらに④の実施国の集中問題については、脚注 7 で紹介したように分散が進んできており、今後もこの傾向は進むであろう。

図表2 手続き日数に見る JCM と CDM の比較

手続き	所要日数	
	JCM	CDM
方法論に係るパブリックコメント開始～方法論承認まで	64日	288日
プロジェクト登録に係るパブリックコメント開始～プロジェクト登録申請まで	49日	385日
プロジェクト登録申請～登録まで	47日	95日
クレジット発行申請～発行まで	14日	85日

出所：環境省資料を基に国際航業作成

このように改良点が見られるが、ここまでの登録プロジェクト数は 21 件(2017 年 11 月現在)にすぎず、排出削減量は極めて少ない¹⁰⁾のが現状である(図表 3)。

図表3 JCMパートナー国別実施状況 (2017年11月現在)

パートナー国	署名時期	合同委員会の開催数	プロジェクトの登録数	方法論の採択数	資金支援事業・実証事業の件数(H25-29)
モンゴル	2013年1月	5回	4件	3件	6件
バングラデシュ	2013年3月	3回		1件	6件
エチオピア	2013年5月	2回		3件	2件
ケニア	2013年6月	3回		3件	3件
モルディブ	2013年6月	3回		1件	3件
ベトナム	2013年7月	6回	5件	9件	20件
ラオス	2013年8月	3回	1件	1件	4件
インドネシア	2013年8月	6回	7件	12件	29件
コスタリカ	2013年12月	2回		1件	2件
パラオ	2014年1月	4回	3件	1件	3件
カンボジア	2014年4月	2回		2件	5件
メキシコ	2014年7月	2回		1件	4件
サウジアラビア	2015年5月	2回			1件
チリ	2015年5月	1回			2件
ミャンマー	2015年9月	1回			5件
タイ	2015年11月	3回	1件	6件	23件
フィリピン	2017年1月				4件
合計		45回	21件	44件	122件

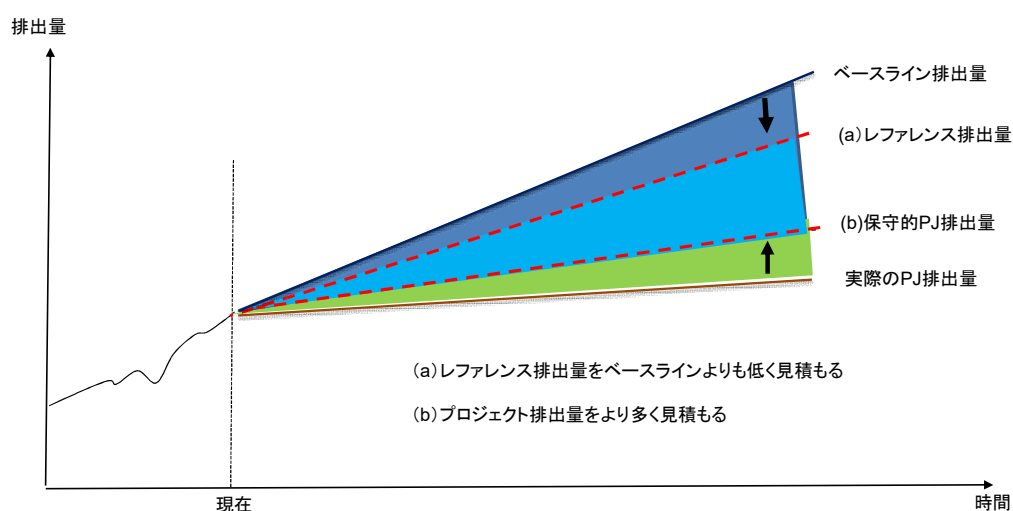
出所：環境省、IGES 資料を基に国際航業作成

10 これら 21 件のプロジェクトによる排出削減量の合計(推定)でさえ、2020 年まで毎年 20,000t-CO2 弱である。(IGES JCM Database)

CDM の問題点として挙げた①③および④については、ある程度の解消は見られるが、②については、改良点の中に問題が生じてしまっている。

前述のように、追加性の証明については、適格性要件の中に組み入れることにより、その適格条件を満たすことで立証されたことになるのであるが、その開発自体が難題となり、それを事業者を負わせることとなった。また、追加性の証明の厳格性をやや和らげたために、(a)削減量の算定についてベースラインより保守的なレファレンスラインを用いるか、(b)実際の排出量をより保守的にしたラインを用いるか、それら両者を併用することが求められている（図表4）。さらに方法論については各ホスト国別での開発が求められているため、汎用性に欠けるという問題点がある。

図表4 レファレンス排出量と保守的プロジェクト排出量



こうした問題点が JCM 実施への足枷となっていることも考えられるが、民間企業にとってのインセンティブ欠如の第一の要因となっているのは、おそらく JCM 制度の将来不透明性、およびそこから導かれるノントレーダブルのクレジットの扱いであろう。

JCM はパリ協定により協力的アプローチとして認められてはいるが、次節で触れる ガイダンスがいかなる内容になるかによってその性格が大きく変わることにもなるため、今後 SBSTA におけるガイダンスについての議論内容については慎重に見守っていく必要がある。

2.(3)協力的アプローチ(第6条2項)構築に向けた課題

これまで CDM の抱える問題点やその補完策として構築された JCM の現状と問題点を概

観したが、現在の JCM に付随する問題点の多くは 2020 年以降の協力的アプローチの内容が決まっていないことに起因している。日本としてはできるだけ現状の延長線上での実施が可能となるような制度設計を望んでいるであろうが、その構築に向けて解決せねばならない課題は多い。

協力的アプローチは、パリ協定締約国会議（以下 CMA¹¹）により採択されるガイダンスとの整合性が求められている。つまり現時点での JCM も 2020 年以降はこのガイダンスに沿った内容に変更されていくことになる。さもないと、JCM により創出された ITMO を NDC にカウントすることは不可能となるであろう。

第 6 条 2 項では自主的な（on a voluntary basis）という言葉が掲げられており、これこそが協力的アプローチの特徴でありメリットでもある。そして各国ごとの自主的な協力であるため、多様な取組み手法が現れるであろうことは容易に想像できる。しかも削減量のカウントの仕方等についても関係国間の自主性に任されている。したがって、創出される ITMO が NDC にカウント可能か否か、そして可能な場合のカウント方法や条件など様々な問題点については、ガイダンスとの整合性がとられた一定の基準を設けることにより、協力的アプローチのフレームワークにおとしていくということになるであろう。

第6条 2項

Parties shall, where engaging **on a voluntary basis** in cooperative approaches that involve the use of internationally transferred mitigation outcomes towards nationally determined contributions, promote sustainable development and ensure environmental integrity and transparency, including in governance, and shall apply *robust accounting to ensure, inter alia, the avoidance of double counting, consistent with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.*

このガイダンスについては、議論中のところであるが、第 6 条 2 項においては、「持続可能な開発を促進し、並びに環境の保全及び透明性を確保する・・・」¹²（上記 第 6 条 2 項 下線部）という条件が付されているため、少なくともこのフレームワークの中での議論となる。

日本の JCM の場合、MRV についても各国別の合同委員会での決定事項とされているため、同じ JCM であっても当該ホスト国に適した方法論の構築など国情に応じて異なる基準が設けられる可能性が想定されている。これについてはガイダンスの作成状況を睨みつつ、各国の状況を考慮した上で共通となる最低基準のようなものを設定するなどの方策が必要になるであろう。

また、日本の JCM は環境十全性や持続的開発等に配慮し、MRV についても創出されたクレジットが国際的に認められるよう 2(2)で示したように細やかに配慮したアカウンティ

¹¹ Conference of the Parties serving as the **m**eeting of the Parties to this **A**greement の略

¹² 「パリ協定の概要（仮訳）」外務省参照

ングを実施している。しかし、京都議定書の CDM のような確固とした制度により追加性の確保を望む国々もあることから、最終的には自主性とパリ協定下の枠組内容との妥協点の探り合いになるものと思われる。

さらに第 6 条 2 項では、NDC へカウントする際に「CMA の指針（ガイダンス）に適合する確固とした計算方法（特にダブルカウントの回避を確保するためのもの）を適用する」¹³とされている（上記 第 6 条 2 項イタリック体部）。パリ協定では途上国も削減を求められているためダブルカウントは大きな課題となっている。その回避策としては、クレジットの創造・登録に関して、関係国からの報告を検証したうえで、ある程度、国連による管理の必要性が求められるであろうが、協力的アプローチの自主性との抵触の程度が問われることとなるであろう。またダブルカウントは様々な局面で起こり得る可能性があるため、より具体的なケース分けをし、それぞれのケースについて確固とした個別対処法が必要となるであろう。

その他、協力的アプローチは各国、地域で実施されている複数の制度が存在するため、それらの間での整合性をどうとるかという問題も存する。たとえば、EU で実施されている EU-ETS などが他のベースライン・アンド・クレジット方式を採用する排出量取引制度とリンクした場合などの扱いと共に、そうした協力的アプローチ同士の整合性をどうするかということである。

こうした整合性の問題は協力的アプローチ間だけの問題ではなく、SDM との整合性も含めて、議論されなければならない。またさらに、カリフォルニア州が進めている排出量取引はカナダのケベック州やオンタリオ州などと連携しているが、このように自治体レベルでの動きであっても国を超えた協力的なアプローチの場合には、その内容をしっかりと吟味したうえで第 6 条 2 項との関係を考えていくべきである。

3. SDM ー削減と持続可能な支援に貢献するメカニズムー 構築に向けた課題

SDM は国連管理の下、緩和と持続可能な開発支援に貢献するための制度であり、京都議定書の CDM/JI を引き継ぐ中央集権的なメカニズムと言える。引き継ぐとは言ってもパリ協定下では先進国、途上国共に削減を求められているため、CDM、JI といった区別はなくなり一元化されたメカニズムとなる。そして協力的アプローチ同様、ダブルカウンティングの防止が求められており（6 条 5 項）、また一部の利益は脆弱国の適応資金支援のために活用することも謳われている（6 条 6 項）。

SDM の場合、その利用に際して CDM/JI と異なる条件が付けられている。それは、ホスト国の排出削減に貢献すること、および単なるオフセットではなく、世界全体の総体的緩和（over all mitigation）が求められていることだ（6 条 4 項(d)）。これは、ホスト国で実施した排出削減活動については、たとえ ITMO の移転に関する合意ができたとしても、そのすべてを投資国の削減量とすることはできないし、また自国の目標に不足する分だけを SDM から創出された ITMO により補完するといった活用方法もできないものと解せる。

¹³ 「パリ協定の概要（仮訳）」外務省参照（）内は筆者が加筆

JCMにおける図表4で示した削減量の保守的なカウント方法がこの件に関して有効であるか否かは、今後の議論次第であろうが、たとえば、自国の取り分の5%をオフセットすることなく償却口座に入れる（無効化する）こととする、というようなルールの可能性も考えられるということだ。つまり、SDMは途上国での排出削減、および地球全体への貢献がなければならないということを意味している。細則についてはSBSTAで議論が進められ、大枠はCOP24で採択予定となっているルールブックの内容により徐々に決められていくであろうが、このSDMこそパリ協定自身にとって大変重要な制度となる。

基本は先進国と途上国が協力して削減プロジェクトを実施していくこととなるが、国連管理下での中央集権的なものであるため、2(1)CDMの問題点で挙げたような課題の克服に考慮しつつMRVなどについてある程度厳しいルールの下での運用となるであろう。しかしMRV等についての厳しさゆえに国連管理下で創造されたクレジットへの信頼性が保たれるということも忘れてはならない。そして、公正な市場メカニズムが働くためには信頼性の高いクレジットであることが大前提である。

京都メカニズムの場合には、CDM、JIそして国際排出量取引がセットになっていた。つまりCDMやJIによって創造されたクレジットの受け皿としての制度があった。しかしパリ協定の場合、条文に規定はなく、NDCの目標自体が各国様々であり、第6条に定められているメカニズムへの参加も自由であるため、キャップ&トレード式の排出量取引制度をSDMの受け皿として構築することは決して容易ではない。

パリ協定が合意された時に、京都議定書のような排出量取引が条文に書き入れられなかったことは、失敗だったとする意見も見られたようだが、協定外では大きな動きも見られる。ICAO¹⁴（国際民間航空機関）が2020年以降、排出量を増やさないという規制を取り入れることとし、その目標達成に向けて京都議定書およびパリ協定から創出されるクレジットが利用可能となる見込みになった。また、EU-ETSも京都クレジット同様パリ協定によるクレジットとのリンクは実施される予定である。このようにパリ協定上SDMと直接結びつけられた排出量取引制度構築の話とは別に、協定外での受け皿がすでにできつつある。こうした動きはSDMにより創出されるクレジットの流動性と需要を高め、それは民間企業による排出削減（吸収量増加）プロジェクトの活性化を期待させるものでもある。

また、国際的にみると中国の排出量取引制度導入や炭素税導入など、いわゆるカーボンプライシングが広まっており¹⁵、パリ協定下の市場メカニズムとのリンクをはじめとした何らかの関係性がもたれる可能性はある。さらにインターナショナルカーボンプライシングなど企業内での炭素価格付けも拡大しつつある。

世界のこのような動きに鑑みた場合、日本は国内でのカーボンプライシングそして市場メカニズムの活用についてより真剣に検討すべき時期に来ているのではないかと。

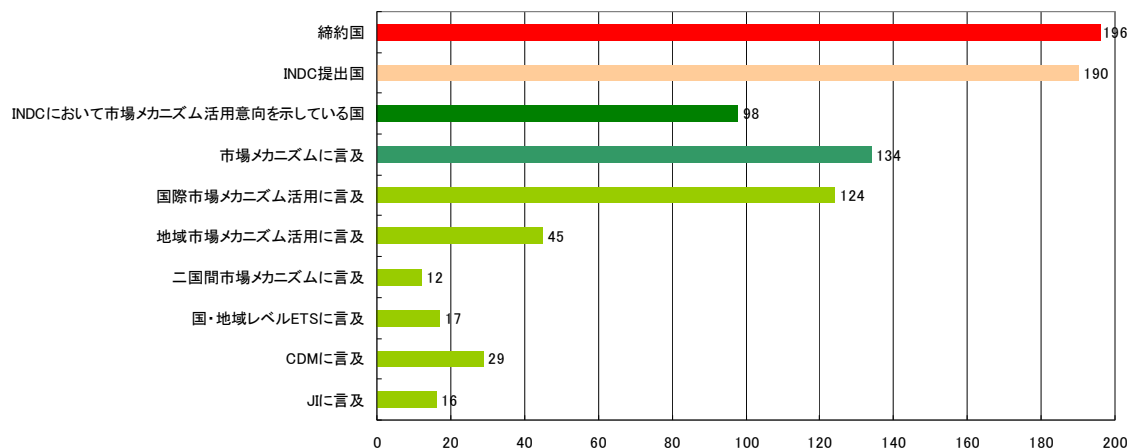
14 International Civil Aviation Organization の略

15 カーボンプライシングについては、気候変動政策ブログ「低炭素社会実現に向けたカーボンプライシング概観」2016年10月（丹本）を参照

4. 市場メカニズムへの期待

市場メカニズムについて NDC における各国の内容を確認すると、NDC 提出国 190 か国（2017 年 10 月現在）のうち 7 割を超える国が何らかの形で市場メカニズムに言及している。そして半数以上の国が市場メカニズム活用の意向を示している（図表 5）。

図表5 INDCにおける市場メカニズム活用の意向



出所：UNFCCC 及び IGES INDC's Market Mechanism Database を基に国際航業作成

ところが、各国の NDC における削減目標をすべて加算したとしても 2 度目標達成への路線には届かない値となっている（図表 6）。そのため来年 1 月から開始されるタラノア対話¹⁶では 1.5 度目標も見据えて、各国の排出削減取組みに対してより積極的な野心が求められることになるであろう。

このような厳しい状況下、パリ協定の目標達成に向けて不可欠である技術革新や民間企業の積極的活動の促進にとって、市場メカニズムの活用は一つの有効な手段となり得る。排出削減（吸収量増加）プロジェクトを実施することによって途上国の持続的発展に貢献し、創出されたクレジットを獲得できることは民間企業にとってインセンティブとなるからだ。しかしその前提としてクレジットの価格が一定の高値を保つことが必要である。

ところが、カーボンクレジット価格は、EU-ETS では、リーマンショック以降の長引く景気後退や早期オークション、NER300¹⁷による排出枠の売却、低価格な京都クレジットの流入などもあり低迷している。また京都クレジットは、長期不況の他、第 2 約束期間における日本やカナダなど大型需要国の不参加などにより供給過剰が生じて値を下げている。

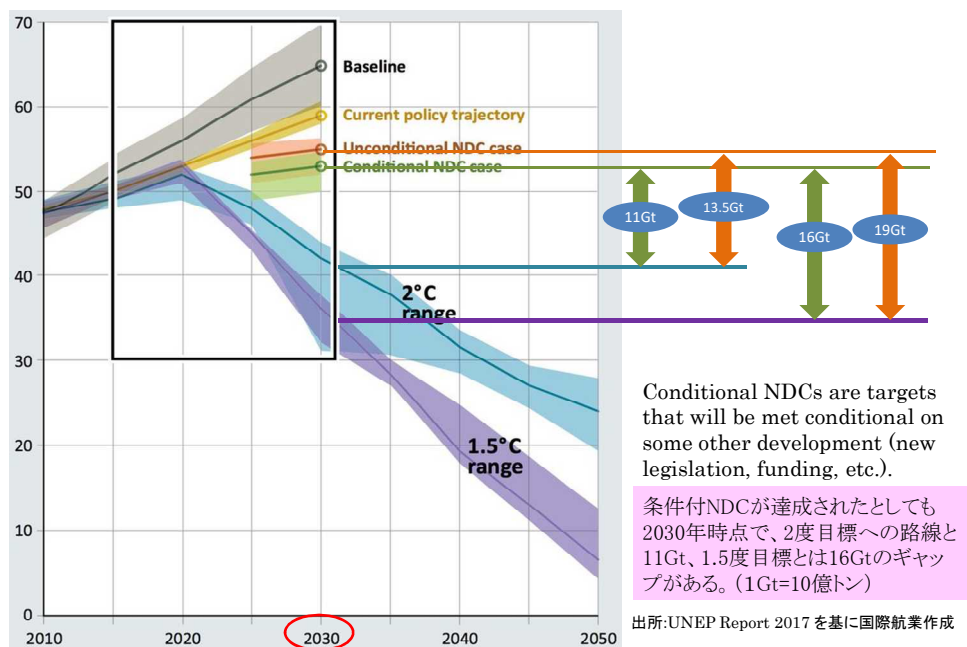
このような現状から、排出量取引は実効性がないなど否定的な意見も見受けられる。し

16 フィジー語で透明性・包摂性・調和を担保した対話に努める伝統的アプローチを意味する。この言葉が使用される以前は促進的対話と呼ばれていた。

17 欧州委員会、欧州投資銀行、EU 加盟国による共同融資機関の愛称。EU 指令に基づき 3 億トン分の CO2 排出枠 (300 million Allowances) を CCS や革新的な再生可能エネルギーに対して設定するもので New Entrant Reserve の略。

かしながら、クレジット価格の低迷は制度の在り方である程度の制御は可能である。

図表6 2030年におけるNDCと2度目標および1.5度目標とのギャップ



出所:UNEP Report 2017 を基に国際航業作成

京都メカニズムのようなキャップ&トレード式の排出量取引制度であるならば、理論上ではキャップを厳しくすればよいということになるが、その他にも取引価格の下限の設定、EU-ETS におけるバックローディング¹⁸や市場安定化リザーブ¹⁹による供給量制限などの方法も考えられる。もちろん実際問題は国家の枠を超えた制度の場合には政治経済上の困難を伴うため、なかなか簡単にはいかない。しかし、2度目標そして今世紀後半における実質排出量ゼロという目標に真剣に向き合うのであれば、短期的な経済リターンではなく、中長期的社会リターンを選択しなくてはならないことは自明の理である。

一方、大量クレジット創出の観点から CCS²⁰や REDD+²¹といった大規模プロジェクトがパリ協定第6条の制度上でどのように扱われるかという問題もあるが、REDD+のようなマルチベネフィットをもたらすプロジェクトにより創出されるクレジットについては価格の差別化を図るなどのきめ細やかな制度構築があってもよいのではないかと。また今世紀後半における実質排出ゼロという目標に向けて極めて重要となる BECCS²²などネガティブエミ

18 排出枠の市場への供給を一部保留し先に繰り延べることで供給量調整をすること。

19 市場安定化リザーブ (Market Stability Reserve : MSR) のことで、2015年 EU 議会で可決された。市場に出回っている排出枠の需給調整をする措置で2019年から運用開始予定。

20 CO₂を回収し、地中や海底下に貯留する技術で Carbon dioxide Capture and Storage の略。

21 Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation の略でパリ協定では第5条に規定されている。

22 バイオマス発電やバイオマス燃料製造プロセス等を CCS と組み合わせた技術で Bio-Energy with

ッション技術を念頭に置いた場合には、企業がさらなる技術革新やイノベーションへ積極的に向かえるような制度上の環境整備が重要となる。

持続可能な社会構築に向けた気候変動対策のすべてを市場メカニズムに委ねることはもとより不可能であるが、民間企業の協力は必須である。そしてパリ協定に第 6 条が設けられたことにより、市場メカニズムの利用という一つの強力な手段を手に入れたことには間違いない。来年の COP24 ではパリ協定の大枠を定めるルールブックが作成されることとなっているが、金融業界を含めた民間企業が同協定の目標に向けて積極的に協力し、ビジネスチャンスを得ると共に同協定を支える中心となるという強い野心を抱けるような市場メカニズムの制度設計が求められる。

昨今、機関投資家に代表される金融業界が気候変動問題を大きなリスクと機会と捉えており、大枠での SRI は ESG 投資が中心となり、国連の PRI²³はこうした動きをいっそう活発化した。そして企業に対する気候変動問題に関する非財務情報の開示要請などは、企業の積極的な気候変動対策を後押しする形となっている。さらに、石炭など化石燃料の大半は、投資をしても回収不能に陥る座礁資産とされ、ダイベストメントの対象になるなど脱炭素社会へ向けた国際的な動きに対する強い追い風となっている。このような状況から判断すると、気候変動対策に対する貢献が大きく、信頼性の高いクレジットであれば、NDC 目標達成のためだけでなく、投資家にアピールできるような CSR²⁴や CSV²⁵の有用な手段としてその用途の可能性は広がるであろう。

CSR は、金融等のグローバル化により生じた行き過ぎた市場メカニズムに対して台頭した反グローバリズムの中で出てきた 1 つの概念としても位置付けられるが、今や SRI²⁶や ESG (Environmental, Social, Governance) 投資により CSR や CSV は、社会的要請を含んだ新たな市場メカニズムのなかでこそ機能する時代となっていると言える。まさに金融と環境の融合によるこの新たな市場メカニズムがパリ協定の目標達成に向けて大きく貢献することが期待される。

おわりに

2018 年はパリ協定の行く末にとって一つの節目となる重要な年である。1 月からタラノア対話が開始され、10 月には IPCC が 1.5 度目標に関する特別報告書を発表することになっている。そして 12 月ポーランド・カトヴィツェで開催される COP24 では、パリ協定の大枠を決めるルールブックの採択が予定されている。

一方、外部環境では離脱宣言をした米国で 11 月に中間選挙が実施される。現在、上下両院における共和党優位の状況であるが、中間選挙の焦点の一つが気候変動問題となること

Carbon Capture and Storage の略。

²³ Principle of Responsible Investment の略で責任投資原則のこと。

²⁴ Corporate Social Responsibility の略。

²⁵ Creating Shared Value の略。

²⁶ Socially Responsible Investment の略で社会的責任投資のこと。

は必至である。共和党が惨敗した場合には 2020 年の次期大統領選挙にも大きく影響するであろう。

COP23 参加者からの報告によると、米国の代表団たちはいつも通りの様子であるが、人数はかなり減っており、重鎮の姿も見えなかったとされている。

しかし、6 月 1 日のトランプ大統領の離脱宣言を受けて同月 5 日には「我々はパリ協定を守っていく」ことを表明する“**We Are Still In**”が立ち上げられた。これにはカリフォルニア州をはじめ多くの自治体や民間団体が賛同し、9 つの州、252 のその他自治体、1780 の企業や投資家等のビジネス業界、339 の大学、213 の社会団体が参加しており、6 兆 2000 億ドルと人口の約 40%に当たる 1 億 3000 万人を代表するに至っている(10 月 24 日現在)。こうした動きは弱まることなく今も拡大しつつある。

京都議定書から脱退した米国、そして世界最大の排出量大国である中国が、気候変動によるリスクから地球の未来を守るために合意したパリ協定であるからこそ、この **We Are Still In** の延長線上で 2020 年、すべての国の参加の下で始動することを願っている。

Article 6

1. Parties recognize that some Parties choose to pursue voluntary cooperation in the implementation of their nationally determined contributions to allow for higher ambition in their mitigation and adaptation actions and to promote sustainable development and environmental integrity.

2. Parties shall, where engaging on a voluntary basis in cooperative approaches that involve the use of internationally transferred mitigation outcomes towards nationally determined contributions, promote sustainable development and ensure environmental integrity and transparency, including in governance, and shall apply robust accounting to ensure, inter alia, the avoidance of double counting, consistent with guidance adopted by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement.

3. The use of internationally transferred mitigation outcomes to achieve nationally determined contributions under this Agreement shall be voluntary and authorized by participating Parties.

4. A mechanism to contribute to the mitigation of greenhouse gas emissions and support sustainable development is hereby established under the authority and guidance of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement for use by Parties on a voluntary basis. It shall be supervised by a body designated by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement, and shall aim:

(a) To promote the mitigation of greenhouse gas emissions while fostering sustainable development;

(b) To incentivize and facilitate participation in the mitigation of greenhouse gas emissions by public and private entities authorized by a Party;

(c) To contribute to the reduction of emission levels in the host Party, which will benefit from mitigation activities resulting in emission reductions that can also be used by another Party to fulfil its nationally determined contribution; and

(d) To deliver an overall mitigation in global emissions. -

5. Emission reductions resulting from the mechanism referred to in paragraph 4 of this Article shall not be used to demonstrate achievement of the host Party's nationally

determined contribution if used by another Party to demonstrate achievement of its nationally determined contribution.

6. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement shall ensure that a share of the proceeds from activities under the mechanism referred to in paragraph 4 of this Article is used to cover administrative expenses as well as to assist developing country Parties that are particularly vulnerable to the adverse effects of climate change to meet the costs of adaptation.

7. The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to this Agreement shall adopt rules, modalities and procedures for the mechanism referred to in paragraph 4 of this Article at its first session.

8. Parties recognize the importance of integrated, holistic and balanced non-market approaches being available to Parties to assist in the implementation of their nationally determined contributions, in the context of sustainable development and poverty eradication, in a coordinated and effective manner, including through, inter alia, mitigation, adaptation, finance, technology transfer and capacity building, as appropriate. These approaches shall aim to:

- (a) Promote mitigation and adaptation ambition;
- (b) Enhance public and private sector participation in the implementation of nationally determined contributions; and
- (c) Enable opportunities for coordination across instruments and relevant institutional arrangements.

9. A framework for non-market approaches to sustainable development is hereby defined to promote the non-market approaches referred to in paragraph 8 of this Article.